

## 都民の観光振興への理解促進事業実施要綱

令和3年5月13日

3産労観企第116号

改正令和4年3月15日

3産労観企第961号

### (目的)

第1条 この要綱は、都民の旅行者受入れ気運の醸成や将来の観光産業の人材確保に向け、観光の産業としての価値や将来性を都民等に訴求するために実施する「都民の観光振興への理解促進事業」(以下「本事業」という。)に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 本事業は、次の各号のいずれかに該当する都内に設置された団体を対象とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学
- (2) 地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする区市町村との連携の下に設立された観光協会(連盟等)
- (3) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所
- (4) その他観光に関わる任意団体

### (事業の内容)

第3条 本事業の内容は、観光振興への理解促進を目的としたシンポジウムやイベント等の実施とする。

- 2 前項の事業の実施期間は、事業実施開始日の属する年度とする。

### (役割分担)

第4条 知事は、第2条に規定する団体の公募、審査及び決定を行う。

- 2 団体は前条第1項の事業を実施する。
- 3 知事は、本事業を遂行するために必要な経費を予算の範囲内において負担する。

### (事業の公募等)

第5条 前条第1項の公募に応じる団体は、別記第1号様式の申請書を提出しなければならない。

- 2 知事は、その他公募に必要な事項を別に定める。

### (審査会の設置)

第6条 知事は、第4条第1項の審査を行うため、審査会を設置する。

- 2 審査会に必要な事項は別に定める。

### (対象の決定)

第7条 知事は、第5条の申請書の提出を受けた場合において、前条に規定する審査会に諮り、本事業の対象として決定したときは別記第2号様式により当該団体にその旨を通知し、本事業の対象としないときは別記第2号の2様式により当該団体にその旨を通知する。

(協定書の締結)

第8条 前条の規定に基づき、本事業の対象として決定された団体は、本事業の実施に必要な事項を定めた協定書を都と締結する。

2 前項の協定書の締結により、本事業の対象として確定する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
申請者名  
代表者名 印

都民の観光振興への理解促進事業 公募申請書

都民の観光振興への理解促進事業実施要綱第5条第1項及び第2項の規定に基づき、関係書類を添付して提出します。

記

1 企画名

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 事業総額

円

文 書 番 号  
年 月 日

申請者名

東京都知事

印

都民の観光振興への理解促進事業 決定通知書

年 月 日付けで都民の観光振興への理解促進事業実施要綱に基づき提出された応募内容を審査した結果、対象として決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 団体名

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

（留意事項）

- ・事業の実施に際しては、別途協定書の締結が必要です。

別記第2号の2様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

申請者名

東京都知事

印

都民の観光振興への理解促進事業 応募結果について

年 月 日付けで都民の観光振興への理解促進事業実施要綱に基づき提出された応募内容を  
審査した結果、対象として決定されませんでしたのでお知らせします。

以上